

地域コミュニティ交通バス位置・車内人数情報システム導入業務に係る委託契約 実施要領（公募型プロポーザル）

1 案件名称

地域コミュニティ交通バス位置・車内人数情報システム導入業務

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

地域コミュニティ交通のバスの位置情報や車内人数情報を分かりやすく提供することで、利用者や運行事業者の利便性向上及び利用促進を図ることを目的として、路線定期型の 7 地域を対象に運行状況や混雑状況を把握できるシステムを導入するものである。

(2) 業務内容

別紙「特記仕様書」のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金 18,000,000 円（消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結日の翌日～令和 9 年 3 月 31 日

(5) 履行場所

都市局交通政策課（神戸市中央区浜辺通 2-1-30）

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと

(3) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に参与している団体、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている団体、その

- 他「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」（平成 22 年 5 月市長決定）第 5 条各号に該当する団体でないこと
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- (6) 国税及び地方税を滞納していないものであること

5 スケジュール

公募開始	令和 8 年 6 月 12 日（金）
参加申請関係書類の提出・質問受付期限	令和 8 年 6 月 26 日（金）
質問に対する回答	令和 8 年 7 月 3 日（金）
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 7 月 17 日（金）
選定委員会	令和 8 年 7 月 29 日（水）（予定）
契約締結・事業開始	令和 8 年 8 月上旬（予定）
事業完了	令和 9 年 3 月 31 日

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請関係書類の提出（エントリー）

ア 提出期限

令和 8 年 6 月 26 日（金）17 時まで

イ 提出書類（各 1 部）

【共通・必須】

- ①参加申請書兼誓約書（様式第 1 号）
- ②団体概要（様式第 2 号もしくは様式第 5 号）

【共同企業体を結成する場合】

- ③共同企業体結成届出書（様式第 4 号）

【神戸市の入札参加資格がない場合】

※共同企業体の構成員で神戸市の入札資格がない者も提出すること。

- ④法人登記簿謄本「履歴事項全部証明書」

（提出日から起算して 3 か月以内に発行された正本）

- ⑤法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書
その 1、または、その 3 の書類（直近 1 年分、写しでも可）

※滞納がないことを納税証明により証明すること。

※当該市町村にて上記様式がない場合は各市町村税の納付を証する証明書様式にて提出すること。

- ⑥神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式第 3 号）

ウ 提出場所

都市局交通政策課 受付時間：9 時～12 時、13 時～17 時

（郵送又は持参又は E メールによる）

エ 参加資格の喪失

参加申請関係書類の提出後、申請者が次のいずれかに該当するときは、参加資格が喪失する。なお、提案審査会の開催後に、評価点が最も高い申請者が次のいずれかに該当することが発覚したときは、評価点の次点の申請者を本業務の契約候補者として繰り上げることとする。

- ・本書 4 の資格要件を満たさないことが発覚したとき。
- ・本書 6（1）に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(2) 質問の受付

ア 提出期限

令和 8 年 7 月 3 日（金）17 時まで

イ 提出書類（各 1 部）

別紙「質問票」（様式 6）のとおり

ウ 提出場所

都市局交通政策課 受付時間：9 時～12 時、13 時～17 時
（郵送又は持参又は E メールによる）

エ 回答

回答参加者全者に対して、E メールにより回答する。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出期限

令和 8 年 7 月 17 日（金）17 時まで

イ 提出書類（各 1 部）

① 企画提案書（様式自由 A4 サイズ）

仕様書に記載の業務内容に対する提案を行うこと。予算内であれば追加提案も可能とする。また、導入後の運用体制や維持管理についても記載すること。

② 見積書（様式自由）

仕様書記載の各業務にかかる費用の積算根拠を記載すること。

また、本業務にかかる費用とは別に、導入後に発生する維持管理費用についても記載すること。

③ 業務実施体制表（様式自由）

本業務を実施するにあたっての体制、担当者の業務実績等について記入すること。

ウ 提出場所

都市局交通政策課 受付時間：9 時～12 時、13 時～17 時
（郵送又は持参又は E メールによる）

(4) 選定委員会の実施

選定委員に対し、企画提案内容のプレゼンテーションを対面で行うものとする。詳細は参加申請書類の確認後、各申込者へ通知する。

7 選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

ア 業務目的・業務内容の理解度【10 点】

イ システムの妥当性や安定性【20 点】

ウ 利用者の利便性や利用促進【20 点】

エ 導入後の運用体制と維持管理の容易さ【20 点】

オ 実施体制の確保【10 点】

カ 地元企業であるか【10 点】

キ 見積価格の評価【10 点】

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、「地域コミュニティ交通バス位置・車内人数情報システム導入業務」に係る委託事業者選定委員会を行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「システムの妥当性や安定性」、「利用者の利便性や利用促進」および「導入後の運用体制と維持管理の容易さ」の合計点の高い方を優先する。なお、これらが同点である場合は、「実施体制の確保」の得点が高い者を優先し、さらに同点の場合は、本業務に係る見

積金額がより安価な者を優先する。それでもなお同点の場合は、くじ引きにより決定する。

オ 60点（満点の6割）を最低基準点とし、60点未満の者は失格とする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第10条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒651-0083 神戸市中央区区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル6階

神戸市都市局交通政策課

電話番号：078-595-6721

メールアドレス：kotsuseisaku_bus@city.kobe.lg.jp